



相談と支援

ひとり親家庭への支援

● 手当・助成・貸付金

児童扶養手当

- 対象者：離婚又は死別等により父親又は母親と生計を同じくしていない子どもを養育しているひとり親家庭等
- 金額：児童1人の場合 月額9,980円～42,290円（所得により支給制限あり）
※児童2人以上の場合、加算措置あり（4、8、12月に支給）

お問い合わせ 各市町村(P26～44)、県青少年・家庭課 0857-26-7869

医療費助成(ひとり親家庭)

- ひとり親家庭の18歳未満の子どもを養育している方やその子どもが医療機関に通院、または入院した場合の医療費を助成します。（所得税非課税世帯）
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払い頂く必要があります。

自己負担額 通院:530円/日 入院:1,200円/日 ※通院の場合、負担上限 一医療機関当たり月4日分まで(負担上限額 月2,120円)
※入院の場合、低所得者世帯については負担上限 月15日分まで(負担上限額 月18,000円)

お問い合わせ 各市町村(P26～44)

母子父子寡婦福祉資金の貸付け

- 母子家庭・父子家庭や寡婦の生活の安定のため、修学資金などを貸付けています。

お問い合わせ 各圏域福祉保健事務所・福祉保健局(P25)、各市町村(P26～44)

● 生活支援・相談・情報提供

ひとり親家庭の相談(母子・父子自立支援員)

- ひとり親家庭や寡婦の生活や、養育費、就労等さまざまな相談を受け、問題解決のお手伝いをします。

お問い合わせ 中部・西部総合事務所福祉保健局(P25)、各市町村(P26～44)

鳥取県ひとり親家庭等支援サイト

- ひとり親家庭への支援施策をまとめた支援サイトを開設しています。（スマートフォン専用サイトもあります。）
また、制度の最新情報やイベント情報を配信するメールマガジンもありますので、ぜひご登録ください。
- 鳥取県ひとり親家庭等支援サイト <http://www.tori-hitorioya.com>
スマートフォンをお持ちの方は、右のQRコードを読み取ってください。
- ※このサイトは、県の委託を受けて一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会が運営しています。



お問い合わせ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344

母子生活支援施設

- 生活が不安定である等の母子家庭が入所できる施設です。指導員が自立の促進のためにその生活の支援や相談を行っています。

お問い合わせ 中部・西部総合事務所福祉保健局、各福祉事務所(P25)

日常生活支援事業

- 一時的な病気や母・父の技能習得のための通学、冠婚葬祭などで家事や子どもの保育が困難になった場合、家庭生活支援員を派遣します。利用にあたっては市町村で事前登録が必要です。
- 対象者：母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦

お問い合わせ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344、各市町村(P26～44)

ひとり親家庭等就業支援講習会(パソコン講習)

- 就労のために必要なパソコン(ワード、エクセル)の知識や技能を習得するための講習会を実施します。
- 対象者：母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦

お問い合わせ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344

ひとり親家庭自立支援給付金

- 自立支援教育訓練給付金
雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合の受講料の一部を助成します。
- 給付額：受講料の6割に相当する金額
- 高等職業訓練促進給付金等
看護師、介護福祉士及び保育士等の資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の経済的負担軽減のための給付金を支給します。（上限3年）
- 給付額：100,000円/月(市町村民税非課税世帯) 70,500円/月(市町村民税課税世帯)
※平成25年度以降に修業を開始した者に対して、その修業期間の4年目以降において市町村が給付金を支給した場合に、県が市町村を補助する制度を設けています。
- 対象者：母子家庭の母・父子家庭の父

お問い合わせ 中部・西部総合事務所福祉保健局(P25)、各市町村(P26～44)



児童福祉施設・里親の元で養育

家庭での養育が困難になった子どもを施設や個人で預かり、育てる制度です。保護者が病気や事故、離婚などの家庭の事情により、子どもと一緒に生活することが困難な状況になった場合は、お近くの児童相談所(P24)にご相談ください。

●児童福祉施設を利用して養育

できるだけ一般家庭に近い雰囲気と環境で、保育士や児童指導員がきめ細かな養育を行います。預けられる期間は、家庭の事情に応じ、1か月から高校卒業までなどさまざまです。

●養育家庭(里親)で養育

0歳から高校卒業までの子どもたちを、家庭の温かい環境の中で養育します。

お子さんをお預かりするため、面接等によって、お子さんの生活面の様子、保護者のお気持ちなどをお伺いします。お子さんや保護者の希望、養育家庭(里親)との適合性などを十分考慮した上で、児童相談所から養育家庭(里親)へ子どもの養育をお願いします。

※養育家庭(里親)へ子どもを預けることは、必ずしも養子縁組とはつながりません。

児童虐待・DVの相談、防止

児童虐待に関する相談(通告)

親や親に代わる養育者が子どもに対する身体的暴力やことばによる暴力などを行うことを児童虐待といっています。児童虐待というと、暴力的な行為を思い浮かべがちですが、養育の放棄(ネグレクト)や無視など、子どもの成長や発達に著しく影響を及ぼすような状況も含まれます。子どもに対する虐待は、子どもの健康を損ない、体や心までも傷つけてしまいます。虐待を受けている疑いのある子どもを見つけたとき、また自分自身が虐待をしてしまいそうなときは、まず相談してください。

お問い合わせ ▶ 児童相談所(P24)、各市町村(P26~44)

児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」

- 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

DV(ドメスティックバイオレンス)の相談

配偶者やパートナーなど親しい関係の人から加えられる暴力で、殴る蹴るといった身体的暴力に限らず、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などもDVです。単なる大人の問題ではなく、DVを目撃する子どもも被害者です。秘密は堅く守られますので、ひとりで悩まずに安心して相談してください。



お問い合わせ ▶ 婦人相談所、心と女性の相談担当、警察(P25)



相談と支援

障がい児のいる家庭への支援

● 各種障害者手帳

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)、各圏域福祉保健事務所・福祉保健局(P25)

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方がさまざまな支援や助成を受けるために必要なものです。県が指定している医師の診断書に本人の写真を添えて、各市町村に申請してください。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所(18歳以上の方)で知的障がいがあると判定された子ども(者)に交付されます。各市町村に申請してください。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(てんかん、発達障がいを含む)のある子ども(者)に交付されます。各市町村に申請してください。

● 手当・医療費助成

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)、各圏域福祉保健事務所・福祉保健局(P25)

障害児福祉手当

- 対象者: 重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の方
- 金額: 月額14,580円(2、5、8、11月に支給)
- 申請に必要なもの:
 - ・申請書
 - ・診断書(専門医によるもの)
 - ・印鑑
 - ・所得状況届(市町村の証明が必要)

特別児童扶養手当

- 対象者: 障害基礎年金と同程度の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者の方等
- 金額: 1級は月額51,450円 2級は月額34,270円 ※いずれも、4、8、11月に支給

育成医療の給付

- 対象者:
 - 18歳未満で、身体に障がいのある子ども、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある子ども
- 給付の内容:
 - 交付を受けた受給者証に記載された指定医療機関(薬局を含む)において、診察、医学的処置、治療、投薬等の給付が受けられます。
- 申請窓口: お住まいの市町村

重度心身障がい者医療費助成

- 対象者: 次の方が医療を受けた場合、自己負担分を助成します。(一定所得額以下の方に限ります)
- ◎身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ◎IQ35以下の方 ◎IQ50以下で、身体障害者手帳3・4級をお持ちの方

精神障がい者医療費助成

- 対象者: 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定所得額以下の方に対して医療費の自己負担分を助成します。

● 障がい児を預ける

障がい児保育

集団保育が可能な程度の障がいのある子どもを、保育所で受け入れています。各市町村や保育所に相談してください。

お問い合わせ | 各市町村(P26~44)、各保育所(P45~49)

障がい児施設

障がいのある原則18歳未満の子どもが入所(通所)して治療、生活訓練などを受けることができる施設です。

お問い合わせ | 各児童相談所(P24)、各市町村(P26~44)

● 日常生活用具・補装具

お問い合わせ | 各市町村 (P26~44)

日常生活用具の給付・貸与

障がい児に対して日常生活の便宜を図るため、ストマ用具、便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具等を給付または貸与しています。給付等の具体的対象品目および利用負担額は、各市町村により異なります。

補装具の購入・修理

身体障害者手帳をお持ちの方で、市町村より補装具費の支給決定を受けた方に障がいを補うための義肢、車いす、補聴器等の購入・修理にかかる費用が支給されます。原則、補装具費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

補聴器の購入助成

両耳の聴力がともに30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象外の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもに対し、補聴器の購入及び修理にかかる費用を助成します。補聴器購入費等の1/3が自己負担となります。なお、補聴器の種類に応じ、助成上限額があります。

● 教育相談等

特別支援教育相談

障がい児の保護者を対象として家庭での養育等について指導や助言を行います。

お問い合わせ ▶ いじめ・不登校総合対策センター、各特別支援学校、東・中・西部教育局 (P24)



身体障がいや知的障がいのある方の専門的な教育のための学校

学校名	対象
県立鳥取盲学校	視覚障がい
県立鳥取聾学校	聴覚障がい
県立鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障がい
県立鳥取養護学校	肢体不自由、病弱
県立白兔養護学校	知的障がい

学校名	対象
県立倉吉養護学校	知的障がい、肢体不自由
県立皆生養護学校	肢体不自由、病弱(高等部のみ)
県立米子養護学校	知的障がい
米子市立米子養護学校	病弱
鳥取大学附属特別支援学校	知的障がい
県立琴の浦高等特別支援学校	知的障がい

就学奨励費

特別支援学校及び特別支援学級に就学する子どもの保護者等の負担を軽減するため、給食費、通学費、修学旅行費、学用品費等についての援助を行います。 ※保護者の経費負担能力に応じて、支給されない場合、半額支給の場合があります。

お問い合わせ ▶ 各市町村教育委員会 (P26~44)、各学校 (P24)

障がい児等地域療育支援事業

在宅の障がい児や家族の方などが身近な地域で気軽に療育指導・相談が受けられるよう療育施設職員が出向いて、個別の相談や指導に応じます。

- 対象者 ・子どもの子育てや発達に不安のある方 ・在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児及び発達障がい児
- 事業実施施設

東部地区	
県立鳥取療育園	0857-29-8889
鳥取市立若草学園	0857-28-1233

中部地区	
県立中部療育園	0858-22-7191
県立皆成学園	0858-22-7188

西部地区	
県立総合療育センター	0859-38-2155
米子市立あかしや	0859-29-2585
NPO法人陽なた	0859-57-6240

ペアレントメンター相談事業 (ペアレントメンターとは…よき相談相手。先輩保護者の意です。)

発達障がいのある子どもを育てる保護者に対し、同じ発達障がいのある子どもを育てる保護者が相談相手となって悩みを共感したり、子育てに役立つ情報の提供や発達障がいの理解啓発などの活動をしています。

お問い合わせ ▶ ペアレントメンター-鳥取 0857-30-0670 (平日10時~14時)